要約文 I. 調査の目的および沿革 II. 主な調査結果

要約文

- I. 調査の目的および沿革
- 1. 必要性および目的
- ■知識財産政策を効率的に樹立・推進するために各企業、大学・公共研究機関の活動の現況を総合的に把握および分析できる統計資料が必要。
- ■知識財産基本法 第31条にもとづき知識財産の創出・保護・活用とその侵害などの現況について「知識財産活動実態調査」を実施。
- 2. 統計作成の沿革
- 2006年:企業を対象として知識財産活動調査を実施。
- ◎ 法的な根拠:統計法による政府承認統計(第13802号、「知識財産活動調査」)
- 2007年:調査の対象を大学・公共(研)にまで拡大。
- ② 名称の変更: 知識財産活動実態調査(The Survey of Intellectual Property-Related Activities)
- 知識財産活動の段階別先行活動に対する項目などを細分化。
- ■~2010年: 需要に伴う調査項目を修正するなど改善活動を展開。
- 2011年:調査領域の拡大および法的な根拠の整備。
- 知識財産基本法による法的な根拠確保。
- 被侵害の現況に対する調査領域の拡大。
- 貿易委員会の「知識財産権侵害実態調査」と統合。
- 2012~13年:知識財産の範囲および需要によって調査項目を修正するなど改善活動を展開。
- 3. 調査の概要
- ▮調査期間 : 2013. 7. 5. ~ 2013. 10. 4. (約3ヶ月)
- ▋調査標本の設計

- 2013年を基準として基準年度(出願 2010年と2011年、登録 2008~2012年)に産業財産権を2件以上出願し、1件以上登録した国内の20,795個の企業および大学・公共研究機関
 - * ここでの産業財産権とは、特許、実用新案、デザイン、商標をすべて含む

(単位: 個)

	母集団の大きさ	企業	大学および公共(研)
2007年	10, 202	10, 050	152
2008年	11, 470	11, 292	178
2009年	11, 987	11, 792	195
2010年	13, 392	13, 165	227
2011年	17, 440	17, 220	220
2012年	18, 656	18, 418	238
2013年	20, 795	20, 566	229

- 企業の場合、産業財産権の出願規模(共通)と業種(企業)を基準として26個の集団に階層化して無作為に抽出した。
 - 基準年度に年平均出願10件以上または5年間で登録を100件以上行った企業は 全数調査。
 - 基準年度に年平均出願10件未満かつ5年間で登録を100件未満行った企業 などについては標本調査を実施。
 - ※ 抽出率10%で標本抽出
 - 全標本数: 3,779個(1,914個は全数調査、1,865個は標本調査)
- 大学および公共研究機関の場合には、出願および登録件数に関係なく全数調査を実施。
- ■標本誤差: 95%の信頼水準で±2.15(標本誤差)
- 標本誤差の推定式

$$1.96 \times \sqrt{((1-(n/N))\times(P(1-P)/n))}$$

※ nは標本の数、Nは母集団の数で、Pは(最大許容誤差)母割合である。

- 応答率 : 43.6% (企業 40.1%、大学·公共(研) 90.9%)
- 企業 全数層の応答率 37.2%、標本層の応答率 43.5%。
- ▋母数推定(Parameter Estimates)
 - 抽出された標本調査の結果と階層化された各集団の母集団加重値を利用して母集団に対する 推定結果をともに提示。また、全数調査の場合にも応答率を調整するために加重値を利用し て母数を推定。

調査項目

● 知識財産活動の基盤となるインフラ領域と知識財産活動の段階別に知識財産の創出活動、知識財産の権利化およびその保護活動、知識財産の活用活動および知識財産権侵害に関する事項に区分した。

Ⅱ. 主な調査結果

1. 知識財産活動のためのインフラ

インフラ 知識財産担当組織および人材



〈知識財産担当組織の保有割合の推移〉

- 知識財産担当組織の保有割合が前年に 比べて増加した企業 59.0%(69.4%)、 大学・公共(研) 96.7%(96.5%)¹⁾。
- :業の場合、独立専担部署の保有割合は2.8%(3.6%)から5.3%(6.8%)に増加し、兼任する部署の保有割合は52.6%(59.1%)から53.7%(62.6%)に増加。

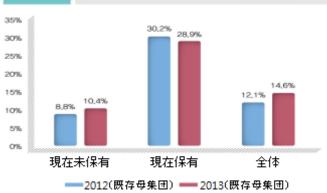


- 知識財産専担人材の保有割合は企業16.1%(22.9%)、大学・公共(研)48.4%(49.1%)で前年に比べ増加。
- 職財産専担人材の平均は企業0.4名(0.6名)で前年と類似の水準を維持、大学・公共(研)2.0名(同一)でわずかながら増加。

〈専担人材の保有割合および専担人材の推移〉

1) 2011年度に母集団の変更が発生したためカッコ内に2010年と同一の母集団を構成した場合の母集団推定値を挿入した。年度別比較の場合はカッコ内の数値である既存の母集団推定値を使用した。

知識財産担当人材の採用計画および人件費/教育費



■ 一年に支出した知識財産担当者の 人件費/教育費は企業が3,374(4,346) 万ウォンで前年に比べ増加、大学・公共 (研)も9,961(9,993)万ウォンで前年比増 加

知識財産専担人材の採用予定割合は

企業12.0%(14.6%)、大学·公共(研)

32.8%(33.4%)で前年に比べ増加。

〈知識財産専担人材の採用予定割合(企業)〉

〈知識財産担当社の人件費/教育費〉

(単位:万ウォン)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年 (既存母集 団)	2012年 (既存母集 団)	2013年 (既存母集 団)
企業	3, 529	4, 936	4, 810	4, 654	3, 526	2,731	4, 346
大学·公共 (研)	19, 225	7, 687	6, 091	5, 153	6, 754	8, 574	9, 993

インフラ 2012年 知識財産活動のためのインフラの特徴

- ■企業と大学・公共(研)の知識財産担当組織保有の割合は増加。
- 企業の場合、独立専担部署保有の割合と兼任部署保有の割合がすべて増加。
- ■また、企業の場合、知識財産専担人材保有の割合と担当人材に対する人件費/教育費の支出が 増加している。
- 特に企業の場合には、今後、知識財産担当人材を採用する予定の割合もまた多少増加している。
- *大学および公共(研)の知識財産専担人材の平均数、担当人材に対する人件費/教育費の支出は増加している。

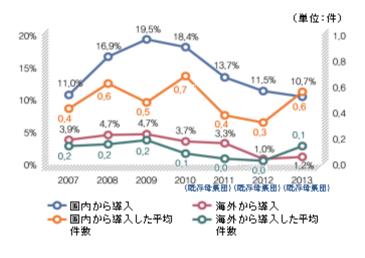
2. 知識財産の創出活動

創出 研究開発過程における特許情報活用の現況



- 先行特許に対する調査を行った企業は62.2%(72.9%)で前年に比べ増加、大学・公共(研)もまた61.4%(61.6%)で前年に 比べ増加。
- ・全研究開発課題のうち、遂行の割合は 企業57.6%(57.0%)から49.9%(47.8%) に減少、大学・公共(研)は45.8%(44.9%) から57.7%(57.3%)に増加。
- 〈先行特許調査遂行の推移〉
- ♣ 先行特許調査が必要と認識している割合は増加している。

創出 外部からの知識財産導入



〈知識財産導入の推移〉

- 国内の知識財産を導入した企業の割合 は8.4%(10.7%)で2009年から減少。
- 平均導入件数は2012年の0.3件(同一) から2013年の0.5件(0.6件)へと増加
 - ■身外の知識財産を導入した企業の割合
 と平均導入件数も前年に比べ増加。



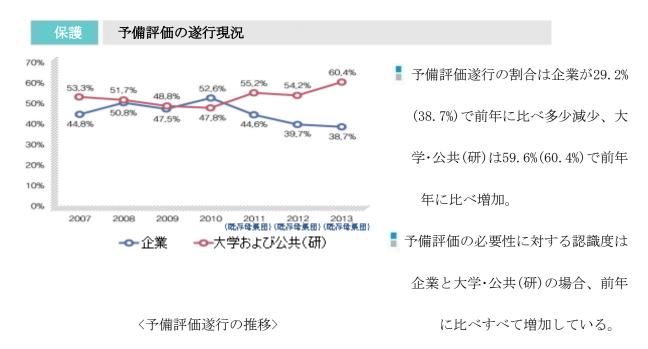
〈職務発明報償規定の保有/活用の推移〉

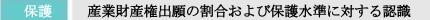
- 国内の特許登録報償と出願報償を 実施している企業の割合はそれぞれ 82.9%と76.9%でもっとも多い。

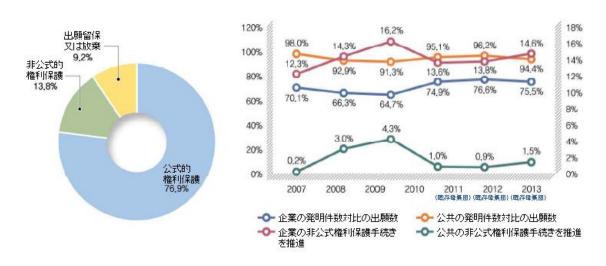
創出 2012年 知識財産創出活動の特徴

- ・企業と大学・公共(研)の場合、双方ともに先行特許調査活動を強化しており、優れた知識財産 を創出するための活動およびそれに対する必要性が重要と認識されている。
- ■企業の外部から知識財産を導入した成果の場合、国内導入の割合は減少しているが、国内 導入平均件数および海外導入の割合、平均件数はすべて増加している。

3. 知識財産の保護







〈研究開発成果物の保護戦略および発明件数対比出願率の推移〉

- ■企業と大学・公共(研)が産業財産権出願など公式的な権利保護手続きを推進する平均割合は、 全発明中それぞれ76.9%(75.5%)と94.6%(94.4%)で、企業と大学・公共(研)どちらも前年に比べ わずかながら減少。
- しかし、営業秘密およびノウハウとして保持するなど非公式的な権利保護手続きの推進割合は 企業と大学・公共(研)がそれぞれ13.8%(14.6%)、1.3%(1.5%)で前年に比べ増加。

■ 国内の知識財産保護水準をさらに強化する必要があると答えた企業と大学・公共(研)は、それ ぞれ77.2%(79.4%)と87.4%(87.5%)で企業および大学・公共(研)どちらも増加。

保護 産業財産権の海外出願

■ 2012年に特許権を海外に出願した企業と大学・公共(研)は、それぞれ16.6%(22.4%)と55.8%(56.4%)で、企業は前年に比べわずかながら減少、大学・公共(研)は前年に比べ増加。



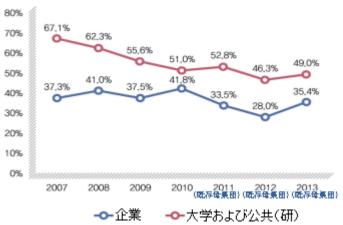
〈海外出願/登録(企業)および特許権海外出願/登録の推移〉

保護 2012年 知識財産保護活動の特徴

- ■企業の予備評価遂行の割合はわずかながら減少しているが、大学・公共(研)の場合の遂行割合が増加しており、その必要性に対しての認識度は企業と大学・公共(研)のどちらも増加している。
- ▋産業財産権の出願/登録を通じた知識財産保護体系に対する信頼度が増加。
- ・企業と大学・公共(研)の場合、どちらも産業財産権出願など公式的な権利保護手続きを進めることになる割合は減少しているが、社内の機密維持など非公式的な権利保護推進の割合は企業と大学・公共(研)の場合どちらも増加している。
- ■国内における知識財産保護水準が適切との意見は、企業の場合、2012年の25.5%(22.9%)から20 13年には21.2%(19.6%)に減少し、保護水準強化の必要性は企業と大学・公共(研)の場合どちらも増加している。

4. 知識財産の活用

活用 知識財産の実査



■ 知識財産の実査(評価)を遂行する割合 は

企業が25.8%(35.4%)で前年に比べ増加 大学・公共(研)も49.4%(49.0%)で前年に 比べて増加している。

・企業、大学・公共(研) どちらも保有する 知識財産のうち実査遂行の割合が増加 し実査の必要性に対する認識も企業、 大学・公共(研) どちらも増加している。

〈知識財産、実査遂行割合の推移〉

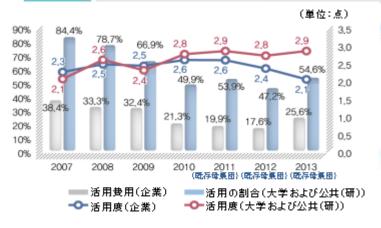
活用 知識財産権の売却/移転の現況



〈知識財産、売却/移転の推移〉

- 2012年度に知識財産を国内に売却/ 移転した割合は、企業2.8%(3.6%) で前年に比べ減少、大学・公共(研) は66.7%(67.7%)で前年に比べ増加。
- 知識財産を売却/移転した企業および 大学・公共(研)の平均売却/移転 件数 は前年に比べて増加している。

活用 技術取引およびシステム利用の現況



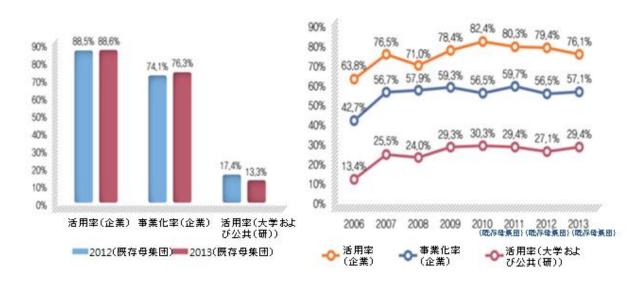
〈オンライン取引システム活用割合の推移〉

制合は企業20.9%(25.6%)、大学・公共 (研)54.0%(54.6%)で前年に比べ増加。

■ 最近の3年間に技術取引のためのTL0 や技術取引機関などに業務を依頼 した企業の割合は前年に比べ減少。

活用特許権活用の現況

- ・企業の平均特許権活用率および事業化率は、それぞれ 88.7%(88.6%)、77.7%(76.3%)で前年に 比べ増加、大学・公共(研)の特許権活用率は13.3%(同一)で前年に比べ減少している。
- 応答企業の総特許保有件数に比べ、総活用件数および総事業化件数の割合²⁰はそれぞれ76.3% (76.1%)、57.5%(57.1%)で活用件数の割合はわずかながら減少しており、事業化件数の割合は増加、大学・公共(研)の総保有件数に比べ、総活用件数は29.4%(同一)で前年に比べ増加している。



〈各企業/機関の平均特許活用率および特許合算特許活用率〉

2)総保有件数に比べ総活用件数、総事業化件数の割合は多出願企業と機関の活用率および事業化率を加重反映して導出した。

活用 2012年 知識財産活用活動の特徴

- ■企業の知識財産実査遂行の割合は増加しており必要性に対しての認識もまた増加している。
- 知識財産を売却/移転した企業の割合は前年に比べて減少したが、大学・公共(研)の売却/移転割合は増加したため企業と大学・公共(研)の平均売却/移転件数はどちらも増加している。
- 企業の平均特許活用率(各企業の活用率の平均値)および事業化率(各企業の事業化率の平均値) はわずかながら増加し、総保有件数と比べた総活用件数でみた大学・公共(研)の活用率もまた 増加している。

5. 知識財産権の侵害

侵害知識財産権侵害被害の現況

- ▋ 2012年に1件以上の知識財産権侵害を受けた企業は全体の5.6%で前年に比べ増加している。
- 2012年に特許権侵害を受けた企業は2.9%で、他の権利類型に比べて最も高いが、 平均侵害件数は特許権の場合が1.1件で最も低く、商標権の場合は3.9件で最も高い。



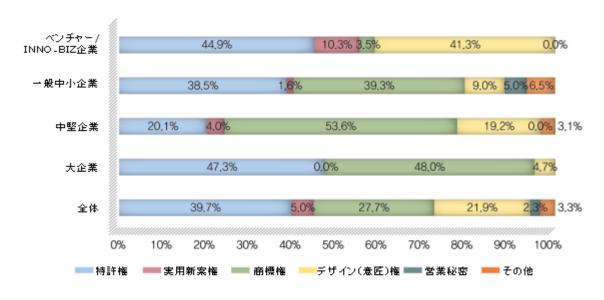
〈知識財産権侵害被害の割合(企業)〉



〈産業財産権の類型別侵害被害件数(企業)〉

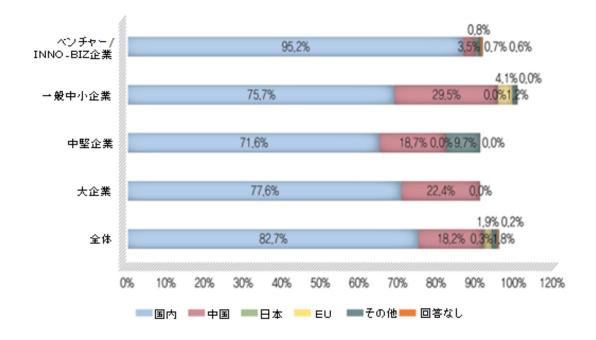
■ 侵害件数が1件以上の企業の権利類型別割合は、特許権39.7%、商標権27.7%、

デザイン権21.9%、実用新案5.0%、営業秘密2.3%と集計され、前年に比べ商標権と営業秘密侵害が増加している。

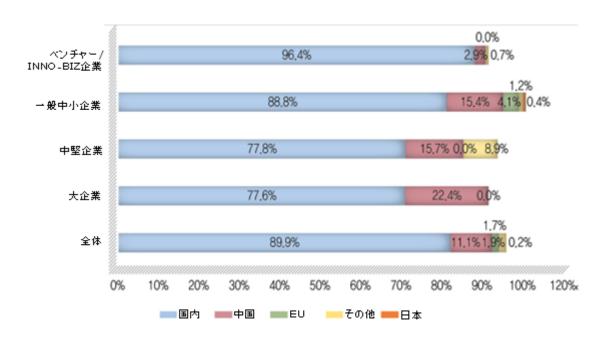


〈権利の類型別侵害被害の現況(企業)〉

- 侵害製品は、国内で82.7%、中国で18.2%が製造されており、流通地域については、国内が89.9%、中国の場合が11.1%となっている。

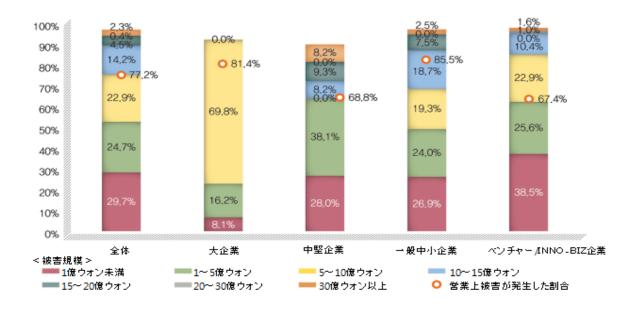


〈侵害製品の製造地域別被害現況(企業)〉



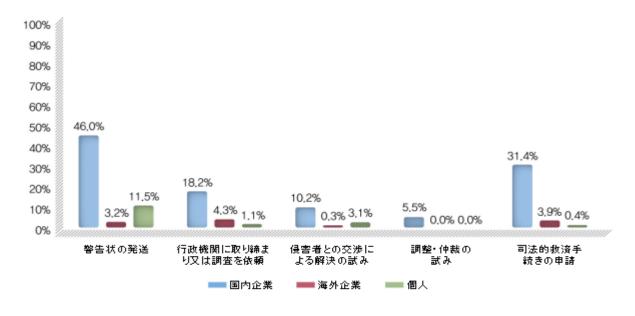
〈侵害製品の流通地域別被害現況(企業)〉

2012年に侵害製品が市場に流通されたことから営業上の被害が実際に発生した割合は 77.2%で前年に比べて増加している。



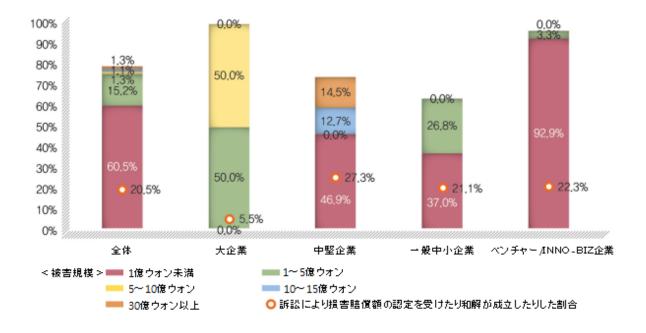
〈営業上の被害が発生した割合および規模(実際の被害金額規模)(企業)〉

■ 知識財産権侵害に対しての対応として警告状を発想した場合は46.0%で最も多く、訴訟などの司法的な救済申請が31.4%、貿易委員会、関税庁などの行政機関に取り締まりまたは調査を依頼した場合が18.2%だった。



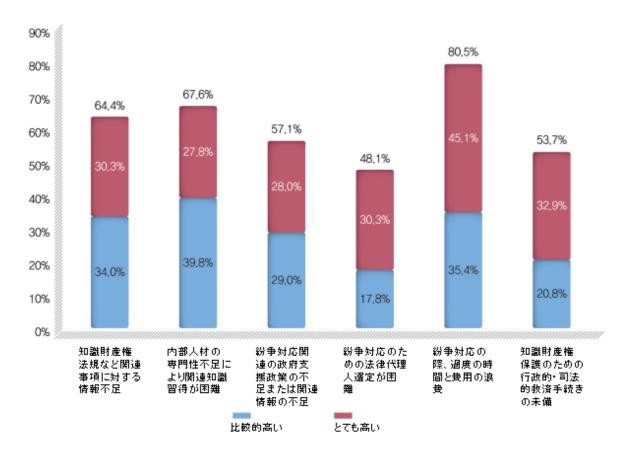
〈知識財産権侵害に対する対応(企業)〉

■ 2012年に知識財産権侵害を受けた企業のうち損害賠償額の認定を受けたり当事者間で和解が成立したりした割合は20.5%だった。



〈損害賠償額または和解が成立した割合および規模(企業)〉

■ 知識財産権侵害に対応する際の懸案事項として「対応の際、過度の時間・費用の浪費」を 挙げている割合は80.5%、「内部の人材の専門性不足による関連知識習得困難」を挙げている 割合は67.6%だった。



〈知識財産権侵害対応時の懸案事項(企業)〉